

手話で伝えよう!つながろう!



ろう者との交流を通じて手話を学ぶ様子

Public Information **OBHIRO**

おびひろ

平成28年 (2016年) **6**
No. 1105 June

発行: 帯広市
編集: 政策推進部広報広聴課
〒080-8670
帯広市西5条南7丁目1番地
電話 (0155) 24-4111
FAX (0155) 23-0151
帯広市ホームページ
<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

データで知る帯広

4月末の人口と世帯数

人口 ▶ 168,120人 (前月比+250人)
男 ▶ 80,154人
女 ▶ 87,966人
世帯 ▶ 86,326世帯 (前月比+402世帯)

4月の火災発生件数

8件 (前月比+8件)

4月の家庭ごみ排出量

ごみ量 2,254t (前年同月比-129t)
資源ごみ(Sの日)量 596t (前年同月比-32t)

今月の紙面

行楽シーズンに潜む危険 6



畑地・牧場などにある電気柵や、野生の鳥獣の生態を知り、思わぬ事態を防ぎましょう。

新しいコト生み出そう 5

まちなかを満喫 9

仲間と地域で広がる介護予防 10

聴覚に障害のある人も安心して暮らせるまちに

平成28年4月1日、帯広市手話言語条例が施行されました。帯広市は、手話が必要とする人が暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

問い合わせ 障害福祉課 (市庁舎1階、☎65・4147)

手話は言語です

皆さんは、手話を使って話をしている人を見たことがありますか。最近、テレビのニュースなどで手話通訳をする人を見る機会が増えてきました。



手話の歴史

日本では、明治11年に初めて設立されたろう学校「京都盲啞院」で手話が使われていたのが始まりと言われています。



それまでも、聴覚に障害のある人は、手の動きや表情で、自分の意思を他者に伝えていました。当時は「手まね」と言われていました。戦後に入ると、聴覚障害者の教育に口の動きを読み取り、発声練習により声を習得してコミュニケーションを図る「口話法」が取り入れられました。平成7年に再び手話を取り入れられるまで、口話法の方が優れているとの理由から、ろう学校では手話の使用が禁止されてきました。そのため、ろう者の人たちは人目を気にして手話で話をするなど、長い間、多く

※ろう者とは

ここでは聴覚に障害のある人のうち、手話を第一言語としている人のことを指します。

の不便や不安を感じながら生活してきました。

法律で言語として位置付け

こうした中、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や、平成23年に改正された「障害者基本法」の中で、手話は「言語」として位置付けられました。

帯広市手話言語条例が施行しました

4月1日に「帯広市手話言語条例」が施行されました。

市は、この条例により、市民の手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境にするための取り組みを行って、手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりを進めていきます。

次頁では、この条例のことと、皆さんに手話を知ってもらうための取り組みを紹介します。



条例制定までの経緯



市では、帯広ろう者協会などの要望を受けて、手話に関する条例の制定に係る検討会を立ち上げました。検討会には、ろう者や手話サークルのほか、ノーマライゼーションに関する活動を行う団体も参加し、計4回の会議を行い議論を重ねてきました。

この検討会での検討結果を受けて、帯広市手話言語条例を今年3月に制定しました。



条例制定を記念して議場で撮影

条例の目的



市は手話が言語であるとの認識に基づいて、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会「人々がやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指します。条例では市民の皆さんに手話を理解してもらい、広めるための基本的な考えを定め、市が行わなければならないこと、市民の皆さんや事業者の役割を明らかにしています。また、市が行う施策を定めています。

手話条例に基づく責務・役割

- 市の責務

市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための取り組みを進める。
- 市民の皆さんの役割

手話に対する理解を深め、市が行う取り組みに協力するよう努める。
- 事業者の皆さんの役割

ろう者が利用しやすいサービスを提供する。また、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

市が行う取り組み

市は条例に基づき、次の3つの取り組みを進めます。

1. 手話の理解および普及を図る

市ホームページや広報紙などを活用して、手話に関する情報を提供します。また、市民の皆さんの集まりや職場・学校に出向いて、手話を学べる出前講座を行います。
2. 手話を使いやすい環境をつくる

ろう者と手話で簡単な日常会話ができる「手話奉仕員」を養成するため、手話奉仕員養成講座を開催します。
3. ろう者の社会参加の促進

手話通訳を習得した人を、手話通訳者として派遣します。

手話を学ぼう



手話を使用しやすい環境をつくり、ろう者とろう者以外の人々が共生できる地域社会を実現することが、この条例の目的です。少しずつでもいいので、手話に触れてみませんか。

皆さんは、耳の聞こえない人と話をしたことはありませんか。聞こえないことは外見から分かりづらく、そのため、周囲の人に理解してもらえないことがあります。また、声や音が聞こえず周囲の出来事に気が付きにくいので、コミュニケーションが取りにくく、日常生活のいろいろな場面で困ることもあります。

簡単な手話を学ぶ出前講座

一人でも多くの皆さんに手話を。知ってもらうことで、ろう者とう者以外の人々が意思疎通しやすくなり、誰もが安心して暮らせる地域社会にすることができま

市は、市民の皆さんの集まりや職場などに訪問する出前講座を行っています。講座では、ろう者や手話の歴史などに関する、簡単な手話を学びます。講座の内容や申し込みなど、詳細は障害福祉課に問い合わせください。

広報おびひろで手話を紹介

広報おびひろ5月号から、「ワ

ンポイント手話講座」を掲載しています。毎月一つずつ（1月号除く）簡単な手話を紹介するので、ぜひご覧ください。（18頁参照）

手話サークルに参加しよう

市内には二つの手話サークルがあり、地域の皆さんがろう者との交流を通じて手話を学んでいます。手話通訳者がいるので、初心者でも安心して学べます。見学も随時行っています。興味のある人はぜひ参加しましょう。

活動場所は、いずれもグリーンプラザ（公園東町3）です。

◆帯広手話サークル「手と手」

日時 毎週水曜日、10時～12時
代表 佐野 つや子
問い合わせ ☎ 24・2272



◆帯広グルツペ手話の会

日時 毎週水曜日、19時～21時
代表 今野 千春
問い合わせ ☎ 29・5782



手話への理解を広めて
気持ちが通じ合える
社会にしたい

帯広ろう者協会
曾我 修己さん



聞こえる皆さんにとっての日本語と同じように、私たち、ろう者にとって、手話は「言語」です。ろう者は、手話で物を考え、情報を理解しています。このため、筆談をしていても内容の認識に時間が掛かるので、仕事が遅いなどと誤解されて孤立してしまいがちです。

手話・ろう者への理解が広がることは、ろう者の生活にとって重要であり、お互いの気持ちが通じ合える社会につながります。もし耳が聞こえない人と接する場面に出会ったら、思い切って話し掛けてみてください。手話を知らなくても、ろう者とコミュニケーションを取ることが、手話への理解の第一歩だと思います。

ろう者との交流を通じて
楽しく手話を学ぶ
活動を広めたい

帯広手話サークル「手と手」
会長 佐野 つや子さん



手話を始める前は、「耳が聞こえなくても目は見えるので、それほど不便はないのでは」と思っていたのですが、手話を学ぶ中で、ろう者の苦勞や文化の違いなど、気付かされることが多かったです。

手話サークルは帯広ろう者協会と共に活動しています。手話を学ぶだけでなく、ろう者との交流を通じて楽しくコミュニケーションを図っています。うれしいことに、昨年サークルの加入者も少しずつ増えてきました。

相手に伝えたいと思う気持ちを持つことが、手話が上達する一番のこつです。あいさつなどの簡単な手話から始めてみませんか。